

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
グループホーム森の家 管理運営規程

(目的)

第1条

社会福祉法人ふらて福祉会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、利用者が安心と尊厳のある生活を、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
なお、利用者は、北九州市在住で北九州市の被保険者に限るものとする。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法等について、理解しやすいように説明をする。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 サービスの提供に当たっては、行政、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行いその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条

本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム 森の家
- 二 所在地 北九州市八幡東区山路松尾町13-25

(職員の員数及び職務内容)

第5条

本事業所に勤務する従業者の職種、従業者の員数については指定基準を遵守している。

- 1 代表者 1人(常勤)
- 2 管理者 3人(常勤)
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- 3 介護支援専門員 (1人以上)
- 4 計画作成担当者
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成する。
- 5 介護職員
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- 6 訪問看護(委託) 週1回、その他必要に応じ随時訪問

(利用定員)

第6条

利用者定員は、27名とする。

(介護の内容)

第7条

指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴、更衣、排泄、食事、口腔、整容、移動等の介助
- 二 日常生活の世話
- 三 日常生活上の中での機能訓練
- 四 健康管理
- 五 相談、援助

(医療連携体制)

第8条

1 協力医療機関

協力医療機関名	西野病院
電話番号	093-653-2122
所在地	北九州市八幡東区山路松尾町13-27
診療科	内科、神経内科、循環器内科、消化器科、呼吸器科 皮膚科、整形外科、放射線科、ものわすれ外来 リハビリテーション科

2 協力歯科医療機関

協力医療機関名	白石歯科医院
電話番号	093-951-5482
所在地	北九州市小倉北区三郎丸1-5-12

3 訪問看護ステーションとの契約により24時間連携体制を確保する。

(介護計画の作成)

第9条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、計画作成担当者が個別に介護計画を作成する。
- 2 介護計画を作成、変更に関しては利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料その他の費用の額)

第10条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、法令等で定められた割合の額とする。
- 2 前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける。
 - 一 住居費（家賃） 50,000円/月
 - 二 食費 54,000円/月（1日1,800円で30日あたりの概算）
 - 三 水道光熱費等 22,000円/月
 - 四 その他日常生活において通常必要となる費用であって、その利用者に負担させる

ことが適当と認められる費用については実費

※理美容、おむつ、特別な行事、クリーニング代、嗜好に関わる費用等

五 入居一時金 300,000円

退居時に居室の補修費および清掃費に充当し、残金については返還する。

- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 4 月の中途における入居又は退居については日割り計算とする。
- 5 外泊、入院などにより在居していない場合、食費は日割り計算とする。その他、住居費（家賃）、水道光熱費は退居手続きを行わない限り全額負担とする。
- 6 利用料の支払いは、月毎に発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

※詳細については、重要事項説明書に記載する。

(入居に当たっての留意事項)

第11条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者または要支援者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
 - 一 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - 二 自傷他害のおそれがないこと。
 - 三 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居ご利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居していただく場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及びその家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(虐待防止に関する事項)

第12条 本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催すると共に、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止の為指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に（年2回以上）実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を配置する。
- 2 本事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第13条 本事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は、身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 本事業所は、身体的拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 二 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的に（年2回以上）実施する。

(個人情報の保護)

第14条 利用者又はその個人の情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とする。

(苦情処理)

第15条

提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置し、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 利用者に対する介護サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

4 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第17条 指定認知症対応型共同生活介護または介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する為に必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時事故発生における対応)

第18条

利用者の症状に急変や事故が生じた場合は、緊急時対応マニュアルおよび24時間連携体制表に基づき速やかに主治医・訪問看護又は協力医療機関及び家族へ連絡を取るなど必要な対応をし、又、事故が発生した場合は、市町村へ事故報告とともに必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第19条

管理者は、災害防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき防火管理者及び消防計画を定め、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるために、所轄消防署と連絡を密にして、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定)

第20条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び、訓練を定期的に実施する。

3 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行う。

(地域との連携)

第21条

事業に当たっては、利用者の家族の代表、当事業所を管轄する地域包括支援センターの担当員、地域住民の代表者、認知症について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、概ね2ヶ月に1回以上、運営推進会議を開催し、運営推進会議における評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な助言を受ける。

2 事業所は、その事業の運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流をはかる。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 従業員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 経験に応じた研修 随時

2 事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護及び予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。

4 事業者はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、介護報酬に関する記録等はその完結の日から5年間保存する。

5 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人ふらて福祉会と管理者、施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成15年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 元年 5月 1日から施行する。
- この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 7月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 7年12月 1日から施行する。